

## 豪州の消費者保護法・消費者行政 について

第7回 集团的消費者被害回復制度等に関する研究会  
内閣府国民生活局  
2009年6月11日

帝塚山大学  
タン・ミッシェル

1

## 内容

- ① 豪州の消費者保護法・消費者行政について
- ② ACCCについて
  - ACCCとは何か
  - 権限・活動の概要
  - 実績
- ③ 最近の課題

2

### ①豪州の消費者保護法・消費者行政について

- ・ 消費者問題への対応→制定法が中心
- ・ コモンロー →補足的な役割
- ・ 法規制と自主規制・共同規制のミックス
- ・ 連邦法:取引慣行法(1974年)
- ・ 州法:各州の公正取引法、その他の特別法

3

### ①豪州の消費者保護法・消費者行政について — 連邦法の取引慣行法(Trade Practices Act) —

特徴(1) 競争法・消費者保護法を一つの法律に

- ・ 世界的に見ても珍しい
- ・ 競争法(TPA第4A編を中心に)＝日本の独禁法
- ・ 消費者保護法(第5-5C編、第4A-4B編)＝日本の不正競争防止法の一部(例えば、類似的な商号・商品)、消費者契約法、景品表示法、その他の表示の規制法、製品安全の関連法、PL

4

①豪州の消費者保護法・消費者行政について  
—TPAの規制対象—

特徴(2) 消費者保護規定→包括的な規制

- 企業の欺瞞的行為を禁止する一般禁止規定で、多様な消費者問題に対応でき
- 消費者契約との関連: 悪質商法、不当表示、紛らわしい広告、誇大広告、威圧的な債務の取立て行為、など
- 製品安全: 強制規格、PL、リコールなど

5

①豪州の消費者保護法・消費者行政について  
—TPAの運用—

特徴(3) 行政や私人による訴訟が可能

- 消費者被害への包括的な救済
  - ✓ 差止命令
  - ✓ 契約の取消・無効
  - ✓ 契約の内容の変更
  - ✓ 損害賠償
  - ✓ その他の裁判所による命令
- 特に必要な場合に、厳しい罰金もある
- 民事救済と罰金(刑事責任)の両方も可能

6

## ②ACCCについて

### —ACCCとは何か—

- オーストラリア競争消費者委員会=ACCC
- 制定法により設置、独立性の強い行政委員会
- 本局はキャンベラ、各州に支局
- 職員人数651人(去年の年次報告書により)
- 内部の消費者代表委員会(諮問機関)
- 専門知識の豊かな人材:行政と消費者団体の入れ替り→国際消費者機構(CI)の元会長が歴任の副委員長、豪州証券投資委員会内の消費者保護局の元局長は、オーストラリア消費者協会のCEOを経て現在副委員長、など

7

## ②ACCCについて

### —ACCCとは何か—

- ACCCはTPAへのコンプライアンスを確保することによって第1条の目的達成を目指す
- (第1条)  
競争及び公正な取引を促進し、消費者を保護することによって全てのオーストラリア人の福祉を増進すること
- ACCCのミッション(自ら):フェアで効率的なマーケットおよび消費者保護の確保
- ACCCの全ての活動はこのミッションの達成を狙う

8

## ②ACCCについて —権限・活動の概要—

- エンフォースメント
- 消費者・事業者の啓発、情報提供
- 助言(コンサルタント)
- 研究・調査・政策提言
- 苦情受付(数ヶ国語が可能)

9

## ②ACCCについて —権限・活動(エンフォースメント)—

- 消費者保護規定関連:
- 訴訟を通じて→
  - 罰金
  - 差止命令(仮差止命令が多い)
  - 代表訴訟
  - 社会奉仕命令 (Community service order)
  - 訂正広告・情報提供
  - 事実認定、違反行為の認定 (Finding of fact, Declaration)
  - 懲罰的命令 (punitive order、特にadverse publicity order)
  - 再発防止のための命令 (Probation order)→コンプライアンス・プログラム導入、社員教育・研修・社内体制の見直しを内容とするものも含む
  - その他の命令(契約の取消・変更、返金、修理など)

10

②ACCCについて  
—権限・活動(エンフォースメント)—

- 訴訟の目的
- 代表訴訟・和解も含めて、次のことを目指す
  - ✓違法行為を止めさせること
  - ✓被害者への完全な補償
  - ✓再発防止(個別問題だけでなく、市場問題も含む)

11

②ACCCについて  
—権限・活動(エンフォースメント)—

- 代表訴訟
  - 第87B条(欺瞞的行為、不当表示、非良心的行為、強制的行動規範の違反行為)
  - 第75AQ条(PL関連)
  - 一人以上
  - 同意が必要
  - 提訴期間(違法行為から6年間、PL関連なら3年間)
  - 最近あまり活用されていない

12

## ②ACCCについて

### —権限・活動(エンフォースメント)—

- ・ 強制的約束(enforceable undertakings)
  - 第87B
  - 違反の立証は不要
    - 守らない場合、裁判を通じて執行する
    - 典型的な約束の内容は
      - ① 今後、違法行為をしないこと
      - ② 被害を被った者への補償(restitution)
      - ③ コンプライアンス・プログラムの導入
- ・ 2007-8年年次報告書によると→ 58件は、受理された、51件は第5編(主な消費者保護規定)関連

13

## ③最近の動き

- ・ 消費者政策のフレームワークについての見直し
- ・ 連邦政府のProductivity Commission→  
2008年4月30日付けの最終報告書
- ・ 2008年10月COAG(連邦政府と各州政府)合意
- ・ 連邦政府:2009年2月17日→  
“An Australian Law Fair Markets- Confident Consumers”

14

## エンフォースメント・救済関連

(エンフォースメントについて)

- 過料の導入 (Civil pecuniary penalties)
- Disqualification orders 導入
- Substantiation notices 導入
- Public warning powers 導入

(救済について)

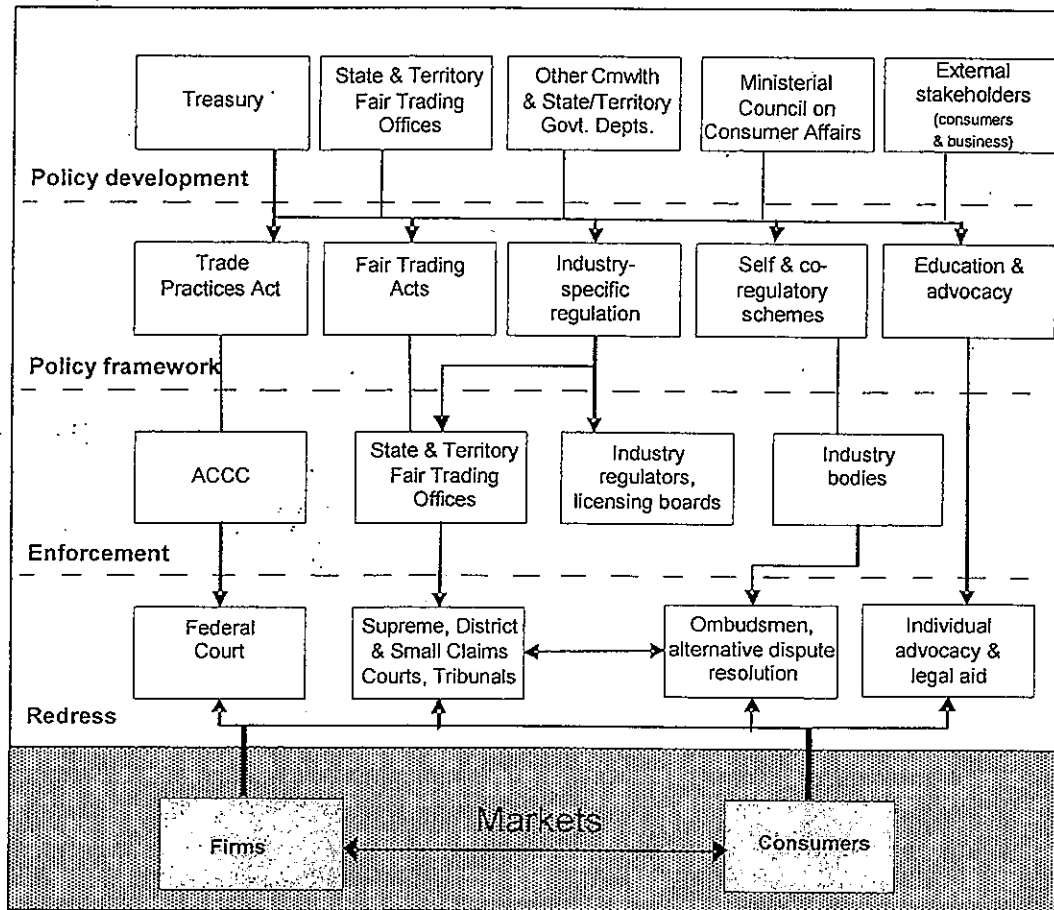
- 訴外の者への救済 (redress for non-parties)

15

ご清聴、ありがとうございました。

16

### The consumer policy framework



### The enforcement pyramid

